

1 1 月 2 4 日桜島爆発対策総合防災訓練の避難訓練

高免町町内会の訓練内容	備考				
サイレンー斉吹鳴 <table border="1" data-bbox="520 427 898 528" style="margin-left: 100px;"> <tr> <td>避難勧告</td> <td>8 : 5 0</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>9 : 1 0</td> </tr> </table>	避難勧告	8 : 5 0	避難指示	9 : 1 0	
避難勧告	8 : 5 0				
避難指示	9 : 1 0				
1. 【情報伝達訓練】 (1) 消防団員は消防車で地域内を巡回し、住民に対して避難するよう広報する。 (2) 住民は、近隣住民での連絡体制に基づき、互いに連絡を取り合い、避難勧告及び指示があったことの確認と避難することの確認を相互に行い、退避舎への避難を開始する。	連絡体制の整備				
2. 【避難誘導訓練】 (1) 消防団員は、残留者を確認しながら、避難者を避難港まで誘導する。 (2) 遠方の方が、高免小学校まで車で避難する場合は、消防団員または地域住民等は、高免小学校の交通整理を行い、避難港へ誘導する。 (3) 消防団員または地域住民等は、災害時要援護者（自力避難のできない者）で事前避難していない住民の避難港までの避難を支援する。	車を使用する人を事前に決定 要援護者の把握 支援者の決定 要援護者の訓練参加				
3. 【避難状況確認訓練】 町内会長または避難誘導者は、事前避難者からの連絡により、事前避難者の状況は把握済み (1) 避難者は、退避舎で避難者カードを提出するとともに、相互連絡体制により、事前避難、残留者等の知りえた情報を報告する。 (2) 消防団員は、戸別訪問を行い、未確認者がいないことを確認し、避難誘導責任者へ報告する。 (3) 町内会長または避難誘導者は、事前避難者、集結者、未確認者を把握し、防災行政無線（移動系）で現地災害対策本部（東桜島支所）へ報告する。	事前避難者を想定し、訓練不参加者は事前に把握する。（避難カードを近隣住民に渡しておくなど） すべての戸別訪問が可能か。 住民一覧表を使用し、状況を把握する。				